

運送状番号 : ANA -

警告: 安全上の理由から製造者がリコールしたリチウム電池の航空輸送は禁止されています。

この包装物には以下の種類のリチウム電池が含まれています。(該当する欄にチェックマークを入れる。)

リチウムイオン - 最大電気量	リチウム金属 - 最大リチウム金属含有量
<ul style="list-style-type: none"> • 20 ワットアワー以下 (単電池) 及び • 100 ワットアワー以下 (組電池) 	<ul style="list-style-type: none"> • 1 グラム以下 (単電池) 及び • 2 グラム以下 (単電池)
<input type="checkbox"/> 単電池 または 組電池のみ (ICAO/IATA 包装基準 965, Section II) – 電子機器を含まない単電池 または 組電池のみを梱包している。 1 梱包毎の制限: ≤2.7Wh = 2.5kg または >2.7Wh but ≤ 20Wh = 単電池 8 個以下 または >2.7Wh but ≤ 100Wh = 組電池 2 個以下	<input type="checkbox"/> 単電池 または 組電池のみ (ICAO/IATA 包装基準 968, Section II) – 電子機器を含まない単電池 または 組電池のみを梱包している。 1 梱包毎の制限: ≤0.3g = 2.5kg または >0.3g but ≤ 1g = 単電池 8 個以下 または >0.3g but ≤ 2g = 組電池 2 個以下
<input type="checkbox"/> 単電池 または 組電池のみ (ICAO/IATA 包装基準 965, Section IB) – 電子機器を含まない単電池 または 組電池のみを梱包している。 UN3480, _____ 個 × 各 _____ kg G (総重量)	<input type="checkbox"/> 単電池 または 組電池のみ (ICAO/IATA 包装基準 968, Section IB) – 電子機器を含まない単電池 または 組電池のみを梱包している。 UN3090, _____ 個 × 各 _____ kg G (総重量)
<input type="checkbox"/> 電子機器と同一梱包 (ICAO/IATA 包装基準 966, Section II) – 単電池 または 組電池を電子機器と一緒に梱包している。	<input type="checkbox"/> 電子機器と同一梱包 (ICAO/IATA 包装基準 969, Section II) – 単電池 または 組電池を電子機器と一緒に梱包している。
<input type="checkbox"/> 電子機器に組込まれている (ICAO/IATA 包装基準 967, Section II) – 単電池 または 組電池は電子機器に組み込まれている。	<input type="checkbox"/> 電子機器に組込まれている (ICAO/IATA 包装基準 970, Section II) – 単電池 または 組電池は電子機器に組み込まれている。

- 包装物の取扱いには御注意願います。 損傷した包装物は発火する危険性があります。
- 輸送中に包装物を損傷した場合には、中の状態を確認できるまで航空機に搭載できません。包装物内の電池は損傷状態を点検して、無傷で短絡しないように保護されている場合に限り再梱包できます。
- 包装物内の電池に関し更に多くの情報が必要な場合には、以下の電話番号に御連絡願います。

TEL: _____

Section IB のみに使用 (包装基準 965 及び 包装基準 968)

荷送人 (会社) 住所・氏名: _____ _____	荷受人 (会社) 住所・氏名: _____ _____
注: 包装基準 965 及び 包装基準 968 の Section IB に関して、上記と同一の荷送人 (会社) 及び 荷受人 (会社) の住所・氏名が包装物上に表示されていなければなりません。	
オーバーパックが使用される際には、危険物規則 8.1.6.9.2 Step 7 で要求されているオーバーパックの情報を以下に記載しなければなりません。	

輸送責任者職名・氏名: _____ 作成日: _____

輸送責任者署名または捺印: _____